
環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン 異議申立手続要綱（案）改訂案に対する意見書

2002年10月25日
メコン・ウォッチ、FoE-Japan、「環境・持続社会」研究センター

私たち3団体は、国際協力銀行が2002年10月24日に公表した環境社会配慮のためのガイドラインに基づく「異議申立手続要綱（案）改訂案」につきまして、

国際協力銀行の融資によって被害を受けた、あるいは被害を受ける可能性がある人たちの立場や視点に立った制度であること

未然の被害防止につながる制度であること

すでに同様の政策を実施してきた世界銀行の経験を十分に生かした制度であること
という基本的な考え方をもとに、以下のような具体的改善を求めます。

異議申立の手続開始要件 1．対象案件 及び 2．申立人の要件（3頁～）

該当部分：「または将来重大な被害が発生することが確実に見込まれると考えられる案件」

意見：「確実に」は必要ない。JBICは絶対に被害が発生しないことを確認するのが業務であり、事前に検討すべき被害の可能性は広く考えるべきである。なお、世界銀行は how the party was, or is likely to be, materially and adversely affected、アジア開発銀行も has had or is likely to have a direct and material adverse effected となっている。

異議申立の手続開始要件 3．期間（4頁）

該当部分1：融資契約調印前を異議申立の対象にしていない点。

意見1：その根拠としてJBIC側が説明している「融資契約調印前は意思決定をしていないから」という理由は以下の点で全く理解できない。JBICは融資契約前でも実質的な意思決定を行って、通常それに基づいて住民やNGOの抗議に対して組織としての判断を説明している。この異議申立制度は、そうした際のJBICの対応が不十分であると考えた場合、第三者である環境担当審査役に調査を依頼するという性格を有している。仮に融資契約調印後でなければ不遵守に基づく異議申立をできないのであれば、審査の結果、不遵守が確認された場合、融資契約の取り消しをできる仕組みにしなければ、この制度は効果的に機能しない。しかし、それでは損害賠償などでコストがかかる。先行事例である世界銀行は、自らの資金で環境影響調査を行ったかどうかに関わらず、融資前の案件をインスペクションの対象にしている。特に、世界銀行による環境審査がガイドラインや政策にしたがって行われたかどうかは、異議申立の重要なポイントになっている。世界銀行の場合は、過去26件の申立中、少なくとも3件は融資前で、うち2件は融資が行われなかったことを考えると、融資契約前の案件を異議申立の対象にすることは、問題の未然防止の点で不可欠である。

該当部分 2：貸出終了後の異議申立の対象をモニタリング規定に限定している点。

意見 2：モニタリング期間も、全てのガイドライン条項を遵守の対象とすべきである。この制度は、遵守・不遵守を審査するものだが、その前提に環境社会面での問題の発生がある。したがって、融資終了後に初めて顕在化した被害は、必ずしもモニタリング規定の不遵守だけでなく、審査段階でのガイドラインの不遵守が原因となる可能性は否定できない。

異議申立の手続開始要件 4.(D)(5頁)

該当部分：「または将来発生することが確実に見込まれる重大な被害」

意見：「確実に」は削除すべきである。

異議申立の手続開始要件 4(H)プロジェクト実施主体との協議の事実(5頁)

意見：事務的に、「プロジェクト実施主体との連絡・協議等の事実があれば、それを記す」とだけ書けば十分である。JBICの改訂案はパブリックコンサルテーションフォーラム(以下、PCF)の議論をふまえていない。PCFでは、協議とはコンタクト程度の意味である、当該国の政治状況上、行えない場合がある、JBICのガイドライン遵守という点では実施主体との協議は直接関係ないものの、その後のプロセスを考えると協議の事実が審査役に伝えられた方が審査に役立つ、などについて一定の理解を得られたが、それが反映されていない。必須条件のような書き方になっているのは適切ではない。

異議申立の手続開始要件 4(I)本行投融資担当部署との協議の事実(5頁)

該当部分：協議の申込と対話

意見：PCFでは、協議はコンタクト程度を意味しているとJBICは発言しており、メールやファックスでのやり取りでもいいはずである。この要件で知りたいのは、「コンタクトをとった事実があるのか」と同時に、「なぜJBICの対応が不十分だと考えるか」という点である。「申立人のこれまでのJBICに対する働きかけの事実と、それに対するJBICの対応が不十分だと思う理由を書く」とした方がすっきりする。

異議申立手続のプロセス 3.手続開始決定(8頁)

該当部分：上から3つ目の(並行二重手続)

意見：この項目は必要ない。並行二重手続防止とJBICのガイドライン遵守審査の間には何ら関係がない。

異議申立手続のプロセス 4(1)ガイドライン遵守にかかる事実の調査(8頁)

該当部分：最下段の

意見：モニタリングにかかわる不遵守調査が想定されていない。「環境審査およびモニタリング」とすべきである。

異議申立手続のプロセス 4(1) ガイドライン遵守にかかる事実の調査(9頁)

該当部分: 「但し申立人と投融資担当部署以外の関係者に対してヒアリングを行う場合には、投融資担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う」

意見: 当該国での現地調査の場合だけ、外務省の協力を得て当該国政府の許可が必要だが、それ以外については、環境担当審査役が直接事務局を通じてコンタクトをとれるようにすべきである。また、ヒアリングだけでなく、文書の提出を求めることができるように明記すべきである。国際金融機関の3分の1程度の3か月という期限で調査を行う以上、できるだけ連絡調整は環境担当審査役と事務局が直接行えるようにすべきである。

異議申立手続のプロセス 4(3) 調査および対話の促進活動実施中の留意点(9頁)

意見: 削除すべきである。本条項は並行二重手続の防止に関連しているが、すでに述べた通り、JBICのガイドライン遵守審査には何ら関係ないので、必要ない条項である。

異議申立手続のプロセス 5. 総裁への報告(9頁)

該当部分: 3ヶ月以内

意見: 「原則として」を3ヶ月以内の前に付けるべきである。調査期間は国際金融機関に比べて圧倒的に短く、状況によっては多少の延期が可能な状態にすべきである。ちなみに、環境担当審査役の報告書に対するJBIC投融資担当部署の意見は「原則として、異議申立受理後4ヶ月以内」(6.投融資担当部署からの意見)となっている。

情報公開(10頁～)

該当部分: 公開対象文書が、環境担当審査役の報告書、それに対するJBIC投融資部署の意見書、それに年次活動報告書に限られている点。

意見: 以下の文書も速やかに公開すべきである。

- ・ 受理された申立書
- ・ 異議申立手続開始の決定
- ・ 異議申立手続を留保する場合の決定と理由
- ・ 異議申立却下の事実とその理由
- ・ 異議申立却下に対する申立者の意見
- ・ 環境担当審査役の報告書に対する当事者からの意見
- ・ 環境担当審査役の報告書等を受けたJBIC総裁の指示
- ・ 総裁の指示に対するJBIC投融資部署の実施状況

見直しおよび経過規定

該当部分: 「・・・平成15年10月1日以降、実質的な融資要請に至った案件に適用する」

意見: 全ての案件に適用する。なお、異議申立の対象となるガイドラインは、それぞれの案件の審査に適用されたガイドラインとする。

別添資料全般（13 頁～）

意見 1：英語のサンプルを作成すべき。その際、平成表記は止める。

意見 2：本文の中で指摘した部分は、別添の修文にも反映されるべきである

その他

業務や政策の改善：異議申立の経験に基づいて、環境担当審議役が、業務や政策の改善に関して総裁に意見を述べる仕組みが本文に入っていない。これは PCF で必要性についてほぼ了解されたと理解する。

環境担当審査役という名称：代替案があるわけではないが、JBIC の審査部門である環境審査室との混同しやすい。また、環境と同じくらい社会的側面を重視しており、名称が実態を表していない。更に審査役というのが行政職的な呼称であり、独立した機関という印象を外部に与えない。

報告書の言語：本文で明記されていない。恐らく英語だと思われるが、必要に応じて現地公用語に翻訳すべきだと考える。

環境担当審査役（仮称）設置要綱（案）について

意見 1：公募であることを明記すべきである。

意見 2：環境担当審査役に必要な要件にある「本行業務と利害関係がないこと」というのは抽象的過ぎる。JBIC 職員は資格を持たず、退職後 3 年間は該当しないなどの明確なルールにすべき。なお、参考資料として世界銀行インスペクションパネル委員の募集要綱のポイントを添付した。

意見 3：一度審査役になった人は JBIC に雇用されないというルールを入れるべき。

意見 4：「環境に関する知見」とあるが「開発の環境社会的側面」というようにもう少し具体的に書いた方が現実的である。

意見 5：事務局の役割が「事務を処理する」とあるが、「連絡、調整、情報公開、事務一般など」のように具体的に書くべきである。

意見 6：環境担当審査役が活用できる外部専門家について、「当該案件と利害関係にない」ことを条件とすべきである。

世界銀行インスペクションパネル委員の募集要綱のポイント（抜粋）

（2002年5月3日募集締切）

1 . Conditions

- ・ 任期は5年間
- ・ 過去2年間世界銀行のあらゆる業務に携わっていないこと
- ・ パネル委員の任期後、世界銀行に雇用されないこと
- ・ 募集しているのは非常勤職であるため、ワシントンに常駐しなくていい。パネル委員長の呼びかけと世銀理事会の承認があった場合パネルの任に着くこと。
- ・ 報酬は日当ベース
- ・ 高度なコミュニケーションと外交的能力
- ・ 発展途上国（農村部を含む）を訪問する意志と能力があること

2 . Required qualifications

- ・ 申立に対して十分にそして公平に対応する能力
- ・ 世界銀行のマネージメントからの独立を続ける高潔さと能力
- ・ 開発問題や発展途上国の生活状況への知見

3 . Desirable qualifications

- ・ 世界銀行の業務の技術的な側面に関する幅広く横断的な理解
- ・ 世界銀行の政策と手続きに関する知識と理解
- ・ 法律面での知見
- ・ 社会面での知見